

大阪市告示第1740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月24日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
鶴浜通筋線	大正区鶴町4丁目107番の2地から 同区同 3番の1地まで	告示の日
鶴町東筋線	大正区鶴町4丁目3番の6地から 同区同 3番の6地まで	告示の日
鶴町4丁目2号線	大正区鶴町4丁目3番の8地から 同区同 3番の8地まで	告示の日

平野区第1609号線	平野区平野市町3丁目1番の24地から 同 区同 1番の24地まで	告 示 の 日
------------	-------------------------------------	---------

(建設局総務部管財課)